

○臨床研修病院研修施設整備事業の実施について

(平成七年七月二七日)

(健政発第六〇六号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二の規定による臨床研修を推進するため、臨床研修指定病院等における外来診療棟等の拡充整備の促進を目的とし、別紙「臨床研修病院研修施設整備事業実施要綱」を定め、平成七年四月一日より適用することとしたので通知する。

別紙

臨床研修病院研修施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、臨床研修をより効率的に実施するため、臨床研修指定病院等において外来診療棟の拡充整備を促進し、臨床研修医の研修環境の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、臨床研修指定病院又は公私立医科大学附属病院の開設者とする。

3 補助条件

臨床研修を実施している病院であって、次に掲げる病院部門の拡充整備を行うことにより、指導医による臨床研修医に対する指導がより効率的に行われるための研修環境を備える病院とする。

外来診療部門(内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室)

救急診療部門(診察室、処置室)

総合診療部門(総合外来診察室)

在宅医療部門(在宅医療指導管理室)

病歴管理室等